

宮古の風

～ 新しい風は東から ～



この夏、スポーツや文化活動にひたむきに取り組む子供たちの姿を見る機会が多くありました。高校野球も仙台育英高校が活躍、ついに優勝旗が白河の関を越えました。引き続き、コロナに負けず、子供たちの一生懸命で美しい姿をたくさんみたいと思っています。

文責：菊池 正幸

自分事として 考える

ここ数年の月別道交法違反件数は、9月が第1位であるとのこと。特に、酒気帯び運転は9月が第1位、速度超過は第2位(第1位は4月)となっております。

また、今年度、管内では8月末までに、11件発生しており、これまでにない異例の件数です。11件中4件が速度超過です。道路交通法を含め法令の遵守、綱紀の保持等については、時機を見て通知が発出されているにも関わらず頻発しております。また、各学校においてコンプライアンスの取組、コンプライアンス研修等が行われているものと捉えておりますが、頻発しております。ところが、**当該者は「なんとなく運転していて」「無意識のうちに」と言っているケースがほとんどです。**したがって、**当事者意識を醸成する取組の充実が更に求められる状況にある**と考えます。

4月の校長会議の際に配付いたしました「コンプライアンス取組推進状況確認シート」を活用していただき、道交法のみならず、今一度コンプライアンスの徹底について考えていただきたいと思います。

①体罰・不適切な指導について

「道交法については、学校で研修を受け、遵守してきたが、体罰についてはそんなところまでやらないよと思って聞いていた」

「スキンシップのつもりだったので、これが体罰になるとは思っていなかった。」

「痛くなければ大丈夫だろう、これくらいなら大丈夫と思っていた。」

これは、体罰・不適切な指導を行った人たちの弁です。児童・生徒を一人の人として尊重する姿勢や不祥事防止に向けて、**自分事として捉える姿勢が希薄である**ように思います。

一方、これらの弁を見て、その先生の心理状態や自身の家庭状況はどうであったのか、職場での人間関係はどうであったのか、これまでの研修はどのように行われていたのか、**自分が同じ状況になった場合どのような行動をとるべきか等について考える**ことが、体罰・不適切な指導を防止するためには重要であると思います。

既に配付しております体罰防止セルフチェック 10項目シートと併せて下記についてチェックしてみましょう。

- カットきた時には、大きく呼吸したり、頭の中で6まで数えたり、まずは6秒間程度待つことにしている。
- 叩いたり、蹴ったりだけではなく、強く引っ張ったり、肩を強く押したりすることも体罰であると理解している。
- 「頭が悪い」「バカ」「うるせー」「死ね」などの言葉を使うことはない。
- 忘れ物に対し「1年生に戻す」「リレーの選手にはさせない」等、脅しのようなことを言うことはない。
- 教材費で購入したドリルやワークなどは、しっかりと活用しており、返却もしている。
- メールや SNS 等で不適切な内容、児童生徒や学校等が特定される内容を私的に発信することはない。
- 特定の児童生徒、保護者等と職務に関係のない私的なやりとりを頻繁に行うことはない。
- ストレスを健全に解消する方法を知っているし、実際にやっている。
- 悩みや困りごとを相談する人が複数いる。

②わいせつ・セクシャルハラスメント行為の禁止(群馬県コンプライアンスマニュアルより)

- わいせつ行為の具体例
 - ・ 部活動の遠征先のホテルでマッサージと称し、女子中学生の胸や陰部に触った。
 - ・ 生徒指導を通じて親しくなった女子高生と性行為をした。
 - ・ インターネットの出会い系サイトで知り合った女子中学生に対して、児童買春行為をした。
 - ・ デパートのエスカレーター付近で、前を歩いていた女性のスカートの中をデジタルカメラで撮影した。
 - ・ 登下校中の女子高生に対し、自らの陰部を露出した。
- セクハラ行為の具体例
 - ・ 性的な冗談やからかい
 - ・ 食事やデートへの執拗な誘い
 - ・ 性的な体験や容姿、異性関係等についての質問
 - ・ 性的な噂の流布
 - ・ 相手の身体への不必要な接触、凝視
 - ・ 執拗な電話やメールの送付等
 - ・ 女子だけに掃除や片付けを割り当てる、男子だけに力仕事を割り当てる。
 - ・ 「女には任せられない」「男のくせに根性がない」などの、性別による一方的な決め付け



③パワーハラスメントの禁止(岩手県教職員コンプライアンスマニュアルより)

- パワハラ具体例(類型区分)
 - ・ 暴行・ 傷害(身体的な攻撃)
 - ・ 脅迫・ 名誉棄損・ 侮辱・ ひどい暴言(精神的な攻撃)
 - ・ 隔離・ 仲間外し、無視(人間関係からの切り離し)
 - ・ 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害(過大な要求)
 - ・ 業務上の合理性がなく、能力や経験とかけ離れた、程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
(過小な評価)
 - ・ 私的なことに過度に立ち入ること(個の侵害)

④交通法規の遵守

道交法違反の多くは、「一時停止違反」「速度超過」「酒気帯び運転」「シートベルト着用義務違反」「携帯電話使用等違反」などで、出張帰りや週末に自宅に帰る際などに検挙される例が多くあります。**違反は、命に関わる重大事と捉え、安全運転を徹底していきましょう。**

- 停止線で車輪が止まった状態で3秒程度停止し、安全を確認してから徐行する。
- 運転中は、時々スピードメーターで速度を確認している。特に、坂道は注意している。
- 道路標識をよく確認し、制限速度を遵守している。
- 「飲んだら乗らない」を徹底している。
- 翌日仕事がある時は、飲酒量を控え、深夜に及ぶ飲酒を控えている。
- 健康診断の肝機能を参考に、自分のアルコール分解能力を理解している。
- 助手席はもちろん、後部座席の人にもシートベルト着用の声をかけ、確認してから運転開始している。
- 携帯電話は、バッグなどに入れて後部座席に置くなどして、運転中には触れないようにしている。

